

## 応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与期間について

供与期間を、全県一律で平成29年3月末まで延長します。

福島県内の借上げ住宅の再契約手続きにつきましては、平成27年11月頃より開始いたします。

福島県外の借上げ住宅等につきましても、再契約手続き等が必要になります。

平成29年4月以降の供与期間については、被災時にお住まいだった市町村（または区域）によって、取り扱いが異なります。

- 1 **避難指示区域（平成27年6月15日時点）から避難されている方**  
平成29年4月以降の供与期間については、避難指示の解除の見通しや復興公営住宅の整備状況などを見据えながら、今後判断します。

取り扱いにつきましては、改めてお知らせします。

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市の一部、川俣町の一部  
川内村の一部

※ 避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を指します。

- 2 **避難指示区域以外から避難されている方**

災害救助法に基づく応急仮設住宅（仮設・借上げ住宅）の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。

平成29年4月以降は、災害救助法による対応から新たな支援策へ移行してまいります。支援策の概要は下記QRコードからご覧下さい。

上記避難指示区域（平成27年6月15日時点）以外からの避難世帯

※ 自宅が地震・津波による被害を受け、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。詳細につきましては、今後決まり次第お知らせいたします。



なお、福島県外の応急仮設住宅につきましては、各都道府県に対し、上記のとおり対応していただくよう、福島県より要請しております。

問い合わせ先 《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》



0120-303-059

受付時間 午前9時～午後5時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

帰還・生活再建  
に向けた総合的  
な支援策の概要  
はこちら→



# 新規・重点施策（概要）

## 移転費用の支援

平成27年9月補正予算へ→年内実施予定

### （1）対象世帯

県内外の応急仮設住宅等から、**県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転する世帯**とします。

- 市町村において実施している既存事業で移転費用の補助を受けることができる世帯、避難指示区域（平成27年10月1日現在の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）からの避難世帯は除きます。
- 制度受付開始前に、既に移転が完了した世帯（原則として2年以上応急仮設住宅等へ入居していた世帯のみ）も対象とします。

※応急仮設住宅等…建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設、その他自治体の支援により無償提供されている住宅。

※自宅等…避難前住居、新たに建築・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅（地震・津波被災者向け）。

### （2）実施期間

平成27、28年度の2年間  
※受付開始時期は決まり次第お示しします。

### （3）補助額（定額）

県外からの移転 **10万円**  
(5万円)  
県内からの移転 **5万円**  
(3万円)

※（ ）内は単身世帯

## 民間賃貸住宅家賃への支援（案）

平成29年度から実施予定

### （1）対象世帯

県内外の仮設・借上げ住宅に避難している世帯のうち、低所得世帯などの一定の要件に該当し、供与期間終了後も**民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯**を対象とする方向で検討しております。

- 避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯など他制度による支援がある世帯は除きます。
- 収入要件は公営住宅の収入要件をベースとして検討し、母子避難など二重生活世帯については要件緩和を検討しております。
- 地域の住宅事情等を考慮し、一定条件のもとで現在の住宅から住み替えする世帯も対象とする方向で検討しております。

### （2）補助率

公営住宅等の家賃をベースとして基準となる考え方を定め、補助率を検討します。  
なお、対象期間に応じ段階的に引き下げていく方向としております。

### （3）対象期間

避難者の自主再建に要する期間を考慮し、2年程度とする方向で検討しております。

※さらに詳細な内容については、年内公表に向け検討を進めてまいります。

## 住宅確保対策等の方向

（1）公営住宅等の確保に向けた取組  
家賃が低廉な公的住宅を提供できるよう、公営住宅等の確保に向けて取り組んでいきます。

（2）恒久的な住宅への円滑な移行について

県や関係自治体等による検討の場を設け、仮設・借上げ住宅から恒久的な住宅への円滑な移行に向けた方策等の検討を進めてまいります。

# 被災者のくらし再建相談ダイヤル

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故により被災された皆様、避難されている皆様の帰還や生活再建に関するご相談をお受けします。

こんな時にご相談ください

住まい、健康、子育て、就労、就学、環境など、帰還や生活再建に関することについて、「どこへ相談したらよいか分からない」「確認したい」といったことはありませんか？



ご相談に応じて、県で実施している各種支援策や関係機関の取り組み、担当窓口の連絡先などをご案内いたします。

家を**再建**したいけど…

**子育て**の支援はあるのかな

**食品**は安全なのかな

**除染**はどのくらい進んでいるの



## 0120-303-059

※フリーダイヤルですので、お気軽にご相談ください。

受付時間

午前9時～午後5時

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)